

★ 広島県立三次看護専門学校学則の一部を改正する規則（規則第九号）（医療介護基盤課）

）

一 改正の要旨

学校教育法の一部改正に伴い、入学資格等を変更するなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和八年四月一日